

特定教育・保育に係る保育料負担金徴収基準額表

※階層基準の判定については、市民税額を用います。

令和7年度市民税の変動により、階層区分を変更しています。

			徴収基準額 [月額保育料] ※半額又は第2子以降の場合は () 内の金額			
階層区分		階層基準	0歳から2歳児（軽減前）		軽減後	
国	市		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	A00	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
2	B00	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児（者）世帯	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	B01	市民税非課税世帯	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
3	C10	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児（者）世帯	(3,500)	(3,450)	(0)	(0)
	7,000		6,900	2,330	2,300	
	C11	均等割のみの世帯	(8,100) 16,200	(8,000) 16,000	(5,400) 10,800	(5,330) 10,660
	C20	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児（者）世帯	(3,500) 7,000	(3,450) 6,900	(0) 2,330	(0) 2,300
	C21	所得割課税額 48,600円未満	(8,600) 17,200	(8,500) 17,000	(5,730) 11,460	(5,665) 11,330
4	D11	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児（者）世帯	(3,500)	(3,450)	(0)	(0)
	7,000		6,900	2,330	2,300	
	D12	所得割課税額	(12,750)	(12,550)	(8,500)	(8,365)
	D14	48,600円以上 ～ 77,101円未満	25,500	25,100	17,000	16,730
5	D01	所得割課税額 77,101円以上 ～ 97,000円未満	(12,750) 25,500	(12,550) 25,100	(8,500) 17,000	(8,365) 16,730
	D02	所得割課税額 97,000円以上 ～ 133,000円未満	(16,800) 33,600	(16,550) 33,100	(14,900) 29,800	(14,650) 29,300
6	D03	所得割課税額 133,000円以上 ～ 169,000円未満	(18,150) 36,300	(17,850) 35,700	(17,600) 35,200	(16,300) 32,600
	D04	所得割課税額 169,000円以上 ～ 301,000円未満	(23,000) 46,000	(22,650) 45,300	(23,000) 46,000	(22,650) 45,300
7	D05	所得割課税額 301,000円以上 ～ 397,000円未満	(25,000) 50,000	(24,600) 49,200	(25,000) 50,000	(24,600) 49,200
8	D06	所得割課税額 397,000円以上	(25,000) 50,000	(24,600) 49,200	(25,000) 50,000	(24,600) 49,200